

## 別府市移住支援金交付要綱

制定 令和2年 3月31日  
別府市告示第184号  
改正 令和3年 3月31日  
別府市告示第183号  
改正 令和4年 6月28日  
別府市告示第312号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住の促進及び別府市内の中小企業等における人手不足の解消を図るため、予算の定めるところにより、移住支援事業として別府市移住支援金(以下「移住支援金」という。)を交付することに関し、別府市補助金等交付規則(平成2年別府市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外の市区町村から別府市に転入を届け出ることをいう。ただし、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的なもの又は大学等の卒業による転入は除く。
- (2) 定住 転出又は転居することなく将来にわたって市内の一の場所に5年以上生活の拠点を置くことをいう。

(対象者要件等)

第3条 移住支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和4年4月1日以降に転入していること。
- (2) 次に掲げる移住先に関する要件の全てに該当すること。
  - ア 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
  - イ 移住支援金の交付申請日において定住をする意思を有していること。
  - ウ 別府市空き家バンク実施要綱(平成27年別府市告示第247号)第3条第3項に定める登録物件に居住していること。
- (3) 次に掲げる移住者に関する要件の全てに該当すること。

- ア 暴力団員関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）でないこと。
- イ 日本人又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
- ウ 国、別府市以外の地方公共団体等から移住に関する補助金等及び別府市移住応援給付金交付要綱（令和4年別府市告示第313号）に定める移住応援給付金の交付を受けていない、又は受けないこと。
- エ その他別府市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (4) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
- ア 次のいずれかに該当する就職であること。
- (ア) 一般の場合は、次に掲げる就職に関する要件の全てに該当すること。
- a 就業先が、大分県マッチング支援事業実施要領に定める大分県マッチング支援事業で設置したマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人によるものであること。
- b 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就職でないこと。
- c 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて大分県マッチング支援事業実施要領第4条に規定する対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において連続して3か月以上在職していること。
- d 求人への応募日が、aのマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- e 就業先の法人に、移住支給金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- f 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就職であること。
- (イ) 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した専門人材の場合は、次に掲げる就職の要件の全てに該当すること。
- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において連続して3か月以上在職していること。
- b 当該就業先に、移住支給金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就職であること。

- d 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
  - イ テレワークの場合は、次に掲げる要件の全てに該当すること。
    - (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住をした場合であって、別府市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
    - (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。
  - ウ 関係人口の対象範囲（大分県が実施した「ふるさとワーキングホリデー」への参加により別府市内に滞在した者とする。）にある者であること。
  - エ 大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。
- (6) 市区町村税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、移住支援金の交付は、1世帯に限るものとする。
- (1) 世帯員全員が移住元において同一世帯に属していたが、移住後に2世帯以上に分かれた場合
  - (2) 移住元では2以上の世帯が、移住後の居住地が同じとなる場合  
(移住支援金の額)
- 第4条 移住支援金の額は、世帯員が2人以上の世帯にあつては100万円、世帯員が1人の世帯にあつては60万円を上限とする。  
(移住支援金の交付申請)
- 第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 就業証明書（様式第2号）（申請者が第3条第1項第4号ア(ア)若しくは(イ)又はイのいずれかに該当する場合に限る。）
  - (2) 第3条第1項第4号ウに該当する場合にあつては、当該ウに該当することが確認できる書類
  - (3) 第3条第1項第4号エの起業補助金の交付決定通知書の写し（申請者が起業した場合に限る。）
  - (4) 本人確認ができる書類
  - (5) 申請者が属する世帯の全員が記載されている住民票の写し
  - (6) 市区町村税の完納証明書
  - (7) その他市長が必要と認める書類  
(移住支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、移住支援金の交付の適否を審査の上、適当であると認めるときは、移住支援金の交付を決定し、別府市移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。  
(移住支援金の交付請求等)

第7条 移住支援金の交付決定を受けた者が、移住支援金の交付を請求しようとするときは、別府市移住支援金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、速やかに移住支援金を交付するものとする。

(移住支援金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、移住支援金の交付決定を受けた者が第1号から第4号のいずれかに該当する場合は交付決定の全部を、第5号に該当する場合は交付決定の一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のおよむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 第3条第1項第4号エに規定する補助金の交付決定が取り消された場合

合

(3) 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 移住支援金の交付申請日から3年未満に別府市から転出した場合

(5) 移住支援金の交付申請日から3年以上5年未満に別府市から転出した場合

場合

2 前項の場合において、市長は、移住支援金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に移住支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、申請者が第3条に規定する要件を満たしているか又は前条第1項各号のいずれにも該当していないかを確認するため必要があると認める場合は、当該申請者に対して報告を求め、及び立入調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日別府市告示第183号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日別府市告示第183号）  
この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年6月28日別府市告示第312号）  
この要綱は、告示の日から施行する。

## 様式第1号（第5条関係）

別府市長あて

申請年月日 年 月 日

### 移住支援金交付申請書

別府市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

#### 1 申請者欄

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		電話番号	
住所	〒		
メールアドレス			

#### 2 移住支援金の内容

(1) 移住後の世帯構成（該当する欄にチェックをしてください。）

単身  世帯

(2) 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）

\_\_\_\_\_人

3 誓約・同意事項（該当する欄の□にチェックをしてください）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」を確認のうえ、誓約します

別紙2「別府市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」を確認のうえ、同意します

申請日から5年以上継続して、別府市に居住する意思があります

申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思があります（就業・起業の場合のみ記載）

就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者は3親等以内に該当しません（就業の場合のみ記載）

別府市への移住の意思は自己の意思があります（テレワークの場合のみ記載）

別府市の認める関係人口に該当します（関係人口の場合のみ記載）

※3の誓約・同意事項の全てにチェックが入らない場合は、移住応援給付金の支給対象となりません。

4 転入先住所

住所	〒
----	---

5 県外企業等への在勤履歴

期間	就業先	就業地


6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く 頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

管理コード (別府市使用 欄)	
--------------------	--

添付書類

<p>(1) 誓約書 様式第1号 (別紙1)</p> <p>(2) 個人情報の取扱い 様式第1号 (別紙2)</p> <p>(3) 就労証明書 様式第2号 (就業用、テレワーク用のいずれか該当するものを添付する)</p> <p>(4) 本人確認ができる書類</p> <p>(5) 世帯全員が記載されている住民票</p> <p>(6) 市区町村税の完納証明書</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
--

様式第1号（別紙1）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 別府市が大分県と共同して行う移住支援事業に関する報告及び立入調査について、大分県及び別府市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 私又は私が属する世帯を構成する世帯員全員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号にする暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。
- 3 以下の場合には、別府市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に別府市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく補助金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年未満に別府市以外の市区町村に転出した場合：半額
  - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就業の場合のみ）：全額



## 様式第1号（別紙2）

### 別府市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

大分県及び別府市は、別府市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、大分県及び別府市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、大分県及び別府市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村（別府市の関係課を含む。）に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第5条関係）（その1）

就業証明書（就業用）

年 月 日

別府市長 あて

事業者名

代表者名

印

所在地

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

なお、別府市が大分県と共同して行う移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、大分県及び別府市の求めに応じて、大分県及び別府市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	

勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者 又は取締役等の 経営を担う者と の関係 ※マッチングサ イト掲載求人 の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッ ショナル人材事業 又は先導的人材 マッチング事業 を利用している 場合のみ	<p>目的達成後に離職することが前提ではない</p> <hr/> <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材 グ事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッ チン グ事業

(その2)

就業証明書 (テレワーク用)

年 月 日

別府市長 あて

事業者名

代表者名

印

所在地

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

なお、別府市が大分県と共同して行う移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、大分県及び別府市の求めに応じて、大分県及び別府市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記

勤務者氏名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	

勤務先所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。） ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をして いない

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

〇〇 〇〇 様

別府市長

### 別府市移住支援金交付決定通知書

別府市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 〇〇〇〇〇〇〇円

（備考）

- 1 別府市は、別府市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に別府市外へ転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・大分県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年未満に別府市外へ転出した場合：半額
- 2 別府市は、別府市移住支援金交付要綱の規定に基づき、別府市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第4号 (第7条関係)

別府市移住支援金交付請求書

年 月 日

別府市長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名

⑨

年 月 日付け別 第 号で交付決定のあった別府市移住支援金の交付を受けたいので、別府市移住支援金交付要綱第7条第1項の規定により請求します。

請 求 額 円

振込先

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	支店
口座番号		
預金種別	1 普通	2 当座
フリガナ 口座名義		